

介護相談員派遣事業について

1 趣旨

介護相談員は、介護施設を1ヶ月に1回程度※訪問して、気軽な話し相手として各種相談に応じ、施設にそれらを伝えるとともに、必要に応じ解決方法を共に検討することで、よりよい介護サービスの構築に寄与することを目的として、活動しています。

※ 特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設といった大規模施設は月2回の活動となります。



3 具体的な活動内容

介護相談員が実際に行う活動は、主にサービス利用者（入所者）との会話になります。「なじみの関係」を築きながら、利用者の持つ要望や不満、心配事などを事業者へ橋渡しいたします。また、活動終了時には、毎回施設の職員に当日の会話内容等を口頭及び文書（活動連絡票）で報告いたします。

- 介護相談員は、高齢者の心身の特性、認知症の人とのコミュニケーション技法等に関する養成研修を40時間程度受講しており、利用者のプライバシー保護に関する知識も持っています。



2 役割・立場

「介護相談員」は、利用者と事業者の橋渡し役であり、利用者だけの立場で希望等を一方的に事業者に伝えるのではなく、事業者の意向も踏まえて、中立的な立場で業務活動を行います。また、介護相談員の活動は市民活動である一面を持ち、市民の立場でサービスや利用者の実態などを把握して、より良い福祉行政が行われるよう行政への橋渡しも行います。



4 最後に・・・

施設への派遣人数は1名で、継続して活動いたします。「なじみの関係」を築くためには、介護相談員の継続した活動とともに施設側の御協力が必要です。サービス利用者（入所者）への周知だけでなく、職員及び家族への周知など、介護相談員が利用者により良いコミュニケーションが図れるよう施設側からも御協力をお願いします。



備考

- 1) 1回あたりの活動時間の目安は2～3時間（大規模施設は5～6時間）となっていますが、具体的な時間帯や日程等については市で指定せず、介護相談員と施設との話し合いで決めていただきます。
- 2) 昼の時間を跨いだ活動について、昼食を施設側において手配いただける場合、費用は介護相談員の方で負担します。